

平成十八年三月

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラ  
ドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に  
関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条  
約の規定の実施のための協定の説明書

外  
務  
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	協定の内容	二
1	目的	二
2	適用範囲	二
3	この協定と国連海洋法条約との関係	二
4	一般原則	二
5	予防的な取組方法の適用	二
6	保存管理措置の一貫性	三
7	保存及び管理のための協力	三
8	小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組み	三
9	小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの役割	三
10	小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国	三
11	小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの活動における透明性	三
12	既存の機関又は枠組みの強化	四
13	情報の収集及び提供並びに科学的調査における協力	四

14	閉鎖海又は半閉鎖海	四
15	一の国の管轄の下にある水域によって完全に囲まれている公海水域	四
16	小地域的又は地域的な漁業管理のための機関の非加盟国又はそのような枠組みの非参加国	四
17	旗国の義務	四
18	旗国による遵守及び取締り	五
19	取締りのための国際協力	五
20	取締りのための小地域的又は地域的な協力	五
21	第二十一条による乗船及び検査のための基本的な手続	五
22	寄港国がとる措置	五
23	紛争解決手続	五
24	暫定的な措置	六
25	再検討のための会議	六
26	データの収集及び共有のための標準的な要件	六
27	ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理における予防のための基準値の適用に関する指針	六
	三 協定の実施のための国内措置	六
	(参考)	七

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

(1) 昭和五十七年（千九百八十二年）に採択された海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）は、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（たら、かれい等）及び高度回遊性魚類資源（まぐろ、かつお等）の保存及び利用について、沿岸漁業国と遠洋漁業国との間の協力義務を一般的に定めている。

(2) これを受け、沿岸漁業国と遠洋漁業国との間の協力の内容及び両魚類資源の保存及び管理のための一般原則を早急に整備する必要があるとして、平成五年（千九百九十三年）四月からこの協定の起草及び交渉のための国際連合会議が計六回開催された結果、平成七年（千九百九十五年）八月にこの協定が採択された。

### 2 協定締結の意義

この協定は、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（以下「ストラドリング魚類資源」という。）及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、公海における両魚類資源の保存及び管理のための一般原則等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から、有意義であると認められる。

### 3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務は、我が国を旗国とする漁船がこの協定の規定及び我が国が参加している地域的な漁業管理のための機関等が定めた保存管理措置を遵守することを確保するため、当該漁船に対する取締りを含め必要な措置をとること等である。

### 4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、締約国数が主要な漁業国及び沿岸国を含む五十箇国を超え、両魚類資源を対象とする公海漁業の普遍的ルールとしておおむね国際社会の認知を得つつあるところ、本年にはこの協定の実効性を評価するための第一回目の会議が予定されている。我が国としては、昨年に中西部太平洋まぐろ類条約を締結したことにより、この協定を締結するための準備が整ったことから、早期にこ

の協定を締結して責任ある漁業国としての姿勢を示すと共に、この協定の実効性の強化に向けた議論に締約国として積極的に参画していくことが必要である。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文五十箇条及び二の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 目的（第二条）

この協定の目的は、国連海洋法条約の関連規定を効果的に実施することを通じてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

### 2 適用範囲（第三条）

この協定は、国の管轄の下にある水域を越える水域におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理について適用する。ただし、第六条及び第七条の規定は、国連海洋法条約が定める法制度に従うことを条件として、国の管轄の下にある水域内のこれらの魚類資源の保存及び管理についても適用する。

### 3 この協定と国連海洋法条約との関係（第四条）

この協定のいかなる規定も、国連海洋法条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定については、国連海洋法条約の範囲内で、かつ、条約と適合するように解釈し、及び適用する。

### 4 一般原則（第五条）

沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を保存し、及び管理するため、これらの資源の長期的な持続可能性を確保し、並びにこれらの資源の最適な利用という目的を促進するための措置をとること等を行う。

### 5 予防的な取組方法の適用（第六条）

いずれの国も、海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために予防的な取組方法を実施するに当たって、資源別の基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置の決定等を行い、並びに新規又は探査中の漁場についてはできる限り速やかに注意深い保存管理措置をとること等を行う。

6 保存管理措置の一貫性（第七条）

公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。このため、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、これらの魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。

7 保存及び管理のための協力（第八条）

沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存及び管理を確保するため、地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力し、当該機関の加盟国等又は当該機関等が定めた保存管理措置の適用に同意する国のみが、当該保存管理措置が適用される漁業資源を利用する機会を有する。

8 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組み（第九条）

いずれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源につき、地域的な漁業管理のための機関等を設立するに当たって、保存管理措置を適用する資源及びその適用地域、新たに設立される機関等と既存の機関等との関係並びに新たに設立される機関等がこれらの資源の状態を検討するための仕組みについて合意する。

9 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの役割（第十条）

いずれの国も、地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力する義務を履行するに当たって、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保するための保存管理措置について合意し、並びに当該保存管理措置を遵守すること等を行う。

10 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国（第十一条）

いずれの国も、地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国等としての権利の性質及び範囲を決定するに当たって、特に、漁場におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態並びに新たな及び既存の加盟国等のそれぞれの利益及び貢献等を考慮する。

11 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの活動における透明性（第十二条）

いずれの国も、地域的な漁業管理のための機関等の意思決定等において透明性を確保する。他の政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバー等の資格で、地域的な漁業管理のための機関等の会合に参加する機会を与えられ、及び当該機関等の記録等を適時に入手することができる。

12 既存の機関又は枠組みの強化（第十三条）

いずれの国も、既存の地域的な漁業管理のための機関等がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存管理措置を定め、及び実施するに当たってその実効性を高めるために、当該機関等を強化することに協力する。

13 情報の収集及び提供並びに科学的調査における協力（第十四条）

いずれの国も、この協定に基づく自国の義務を履行するため、自国を旗国とする漁船が必要な情報を提供することを確保する。

14 閉鎖海又は半閉鎖海（第十五条）

いずれの国も、閉鎖海又は半閉鎖海においてこの協定の規定を実施するに当たり、これらの海の自然の特徴を考慮し、並びに国連海洋法条約第九部及び同条約の他の関連規定に適合するように行動する。

15 一の国の管轄の下にある水域によって完全に囲まれている公海水域（第十六条）

一の国の管轄の下にある水域によって完全に囲まれている公海水域においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の漁獲を行う国並びに当該一の国は、当該公海水域における当該資源についての保存管理措置を定めるために協力する。

16 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関の非加盟国又はそのような枠組みの非参加国（第十七条）

地域的な漁業管理のための機関の非加盟国等であつて、当該機関等が定めた保存管理措置を適用することに別段の合意をしないものは、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関し国連海洋法条約及びこの協定に従つて協力する義務を免除されない。

17 旗国の義務（第十八条）

自国の漁船が公海において漁獲を行う国は、自国を旗国とする漁船が地域的な保存管理措置を遵守すること及び当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。

18 旗国による遵守及び取締り（第十九条）

いずれの国も、自国を旗国とする漁船がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての地域的な保存管理措置を遵守することを確保し、並びに当該保存管理措置に対する違反を場所のいかんを問わず取り締まる。

19 取締りのための国際協力（第二十条）

いずれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての地域的な保存管理措置の遵守及び取締りを確保するために、直接に又は地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力する。

20 取締りのための小地域的又は地域的な協力（第二十一条）

地域的な漁業管理のための機関等の対象水域である公海において、当該機関の加盟国等である締約国は、当該機関等が定めたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置の遵守を確保するため、この協定の他の締約国（当該機関の加盟国等であるか否かを問わない。）を旗国とする漁船に乗船し、及びこれを検査すること等ができる。

21 第二十一条による乗船及び検査のための基本的な手続（第二十二条）

検査国は、自国の検査官が実力の行使を避けること等を確保し、旗国は、船長が検査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び検査官の任務の遂行に当たり妨害、威嚇又は干渉を行わないこと等を確保する。

22 寄港国がとる措置（第二十三条）

寄港国は、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有し、並びに漁船が自国の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、特に、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査すること等ができる。

23 紛争解決手続（第三十条）

(1) 国連海洋法条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の締約国が同条約の締約国であるか否かを問わず、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国間の紛争について準用する。

(2) 国連海洋法条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の締約国が同条約の締約国であるか否かを問わず、この協定の締約国間の紛争であつて、当該締約国が共に締結しているストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源に関する地域的



又は世界的な漁業協定の解釈又は適用に関するものについて準用する。

24 暫定的な措置（第三十一条）

この協定の第八部の規定に従って紛争が付託された裁判所は、第七条5及び第十六条2に定める状況において並びに紛争当事者のそれぞれの権利を保全し、又は問題となっている資源への損害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定的な措置を定めることができる。

25 再検討のための会議（第三十六条）

国際連合事務総長は、この協定が効力を生ずる日の四年後に、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理の確保についてのこの協定の実効性を評価するため、会議を招集する。

26 データの収集及び共有のための標準的な要件（附属書I）

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存管理の基本となるデータの収集、分析及び共有のための方法、データの様式並びにこれらに関する締約国の義務を定める。

27 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理における予防のための基準値の適用に関する指針（附属書II）

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理における予防のための基準値を定義し、並びにそれを用いた漁業管理のための戦略等を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成七年八月四日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十三年十二月十一日

3 署名国 五十九箇国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、中華人民共和国、コートジボワール、デンマーク、エジプト、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ビサウ、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、大韓民国、ルクセンブルク、モルディブ、マーシャル、モリタニア、ミクロネシア、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニウエ(＊)、ノルウェー、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ポルトガル、ロシア、セントルシア、サモア、セネガル、セーシェル、スペイン、スリランカ、スウェーデン、トンガ、ウガンダ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、欧州共同体

(＊ 我が国は、国家として承認してない。)

4 締約国 平成十八年二月十五日現在 五十六箇国

オーストラリア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ブラジル、カナダ、クック諸島(＊)、コスタリカ、キプロス、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニア、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イタリア、ケニア、キリバス、リベリア、ルクセンブルク、モルディブ、マルタ、マーシャル、モリリシヤス、ミクロネシア、モナコ、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パプアニューギニア、ポルトガル、ロシア、セントルシア、サモア、セネガル、セーシェル、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、トンガ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、欧州共同体

(＊ 我が国は、国家として承認してない。)